

返戻金制度に関する事項

当社の紹介により就職した者が、入社後 3 ヶ月以内に本人の都合による退社又は本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から下記に定める金額を求人者に返戻するものとします。

記

雇用契約終了時期	返戻金の割合
入社後 1 ヶ月以内に雇用契約が終了した場合	100%
入社後 1 ヶ月越 2 ヶ月以内に雇用契約が終了した場合	75%
入社後 2 ヶ月越 3 ヶ月以内に雇用契約が終了した場合	50%

但し、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めに変更する場合があります。